

和解等についての専決処分を報告し、承認を求めるについて

和解等をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、市議会に報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

周南市長 藤井律子

記

1 専決処分の内容

(1) 和解等に係る事故の概要

令和 3 年 1 月 19 日（火）午前 9 時 40 分頃、周南市大字長穂の国道 315 号において、こども・福祉部こども支援課職員が運転する公用車が徳山方面から鹿野方面に走行中、路面凍結によりスリップし中央車線を越え、対向車両と衝突した物損事故

(2) 相手方

[REDACTED]

(3) 損害賠償請求事件に係る和解条項

ア 周南市（被告）は、相手方（原告）に対し、本件交通事故による損害賠償債務として、600 万円の支払義務があることを認める。

イ 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和 4 年 6 月 26 日限り、原告訴訟代理人指定の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

ウ 原告は、その余の請求を放棄する。

エ 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定

めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

オ 訴訟費用は各自の負担とする。

(4) 損害賠償請求事件以外の損害賠償の額

¥166,100-

2 専決処分の年月日

令和4年5月26日